

報道関係者 各位

令和7年12月19日

【照会先】

職業安定局

高齢者雇用対策課

課長 武田 康祐

課長補佐 窪田 智子

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5823)

(直通電話) 03(3502)6779

令和7年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

厚生労働省では、このたび、令和7年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、事業主が雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることを、事業主に義務付けています。

また、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置（創業支援等措置）を講じ、70歳までの就業機会を確保すること（高年齢者就業確保措置）を、事業主の努力義務としています。

今回の集計結果は、常時雇用する労働者が21人以上の企業237,739社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和7年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです※。

厚生労働省では、今後も、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、都道府県労働局、ハローワークによる必要な指導や助言を実施していきます。

※集計結果の主なポイントや詳細は次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※〔 〕は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(6ページ表1、7ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9% [変動なし]

・中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では99.9% [0.1ポイント減少]

・高年齢者雇用確保措置の措置内容の内訳は、

「継続雇用制度の導入」により実施している企業が65.1% [2.3ポイント減少]、

「定年の引上げ」により実施している企業は31.0% [2.3ポイント増加]

II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (8ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は34.8% [2.9ポイント増加]

・中小企業では35.2% [2.8ポイント増加]、大企業では29.5% [4.0ポイント増加]

III 企業における定年制の状況 (9ページ表5)

65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は34.9% [2.3ポイント増加]

<集計対象>

■ 全国の常時雇用する労働者が21人以上の企業237,739社

(報告書用紙送付企業数254,078社)

・中小企業（21～300人規模）：220,466社

・大企業（301人以上規模）：17,273社

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが合計と一致しない場合がある。

1 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況（6ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業（237,457社）は、報告した企業全体の99.9% [変動なし]で、中小企業では99.9% [変動なし]、大企業では99.9% [0.1ポイント減少]であった。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（7ページ表3-1）

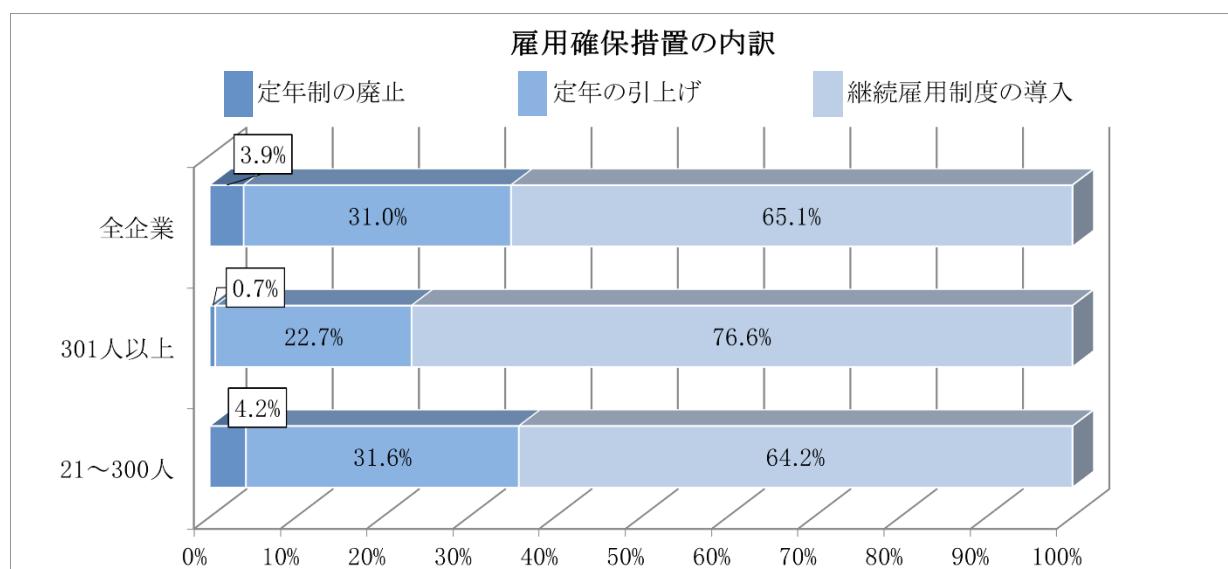
雇用確保措置を実施済みの企業（237,457社）について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制の廃止（9,367社）は3.9% [変動なし]、定年の引上げ（73,585社）は31.0% [2.3ポイント増加]、継続雇用制度の導入（154,505社）は65.1% [2.3ポイント減少]であった。

※注1 雇用確保措置

高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。

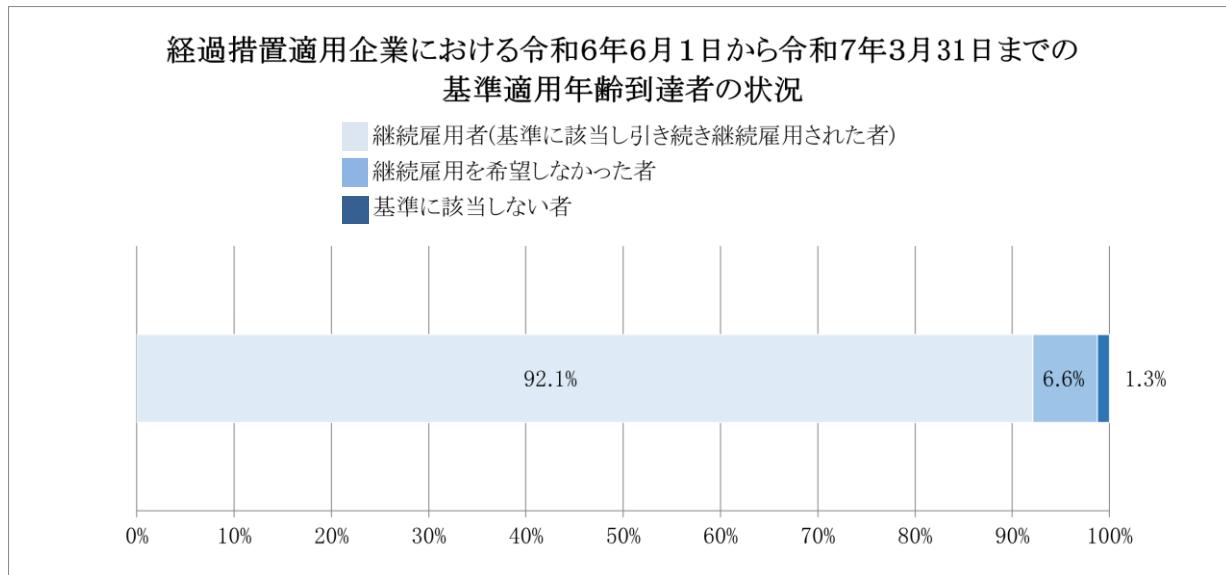
①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入※

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度であり、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」を対象としている。ただし、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた企業においては、当該基準を適用できる年齢を65歳まで段階的に引き上げる経過措置が令和7年3月31日まで適用されていた。本経過措置は令和7年3月31日をもって終了し、令和7年度からは、「希望者全員」の65歳までの雇用確保について全面的な義務付けがなされている。



(参考)経過措置適用企業における令和6年6月1日から令和7年3月31日までの基準適用年齢到達者の状況（9ページ表6）

上記1(1)の注1に記載する経過措置に基づく対象者を限定する基準があった企業において、令和6年6月1日から令和7年3月31日までに、基準を適用できる年齢（64歳）に到達した者（29,630人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は92.1% [0.4ポイント減少]、継続雇用の更新を希望しなかった者は6.6% [0.1ポイント増加]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は1.3% [0.2ポイント増加] であった。



2 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（8ページ表4-1）

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」^{注2}という。）を実施済みの企業（82,748社）は、報告した企業全体の34.8% [2.9ポイント増加] で、中小企業では35.2% [2.8ポイント増加]、大企業では29.5% [4.0ポイント増加] であった。

(2) 就業確保措置を実施済みの企業の内訳

就業確保措置を実施済みの企業（82,748社）について措置内容別に見ると、報告した企業全体のうち、定年制の廃止（9,367社）は3.9% [変動なし]、定年の引上げ（6,037社）は2.5% [0.1ポイント増加]、継続雇用制度の導入（67,212社）は28.3% [2.7ポイント増加]、創業支援等措置^{注3}の導入（132社）は0.1% [変動なし] であった。

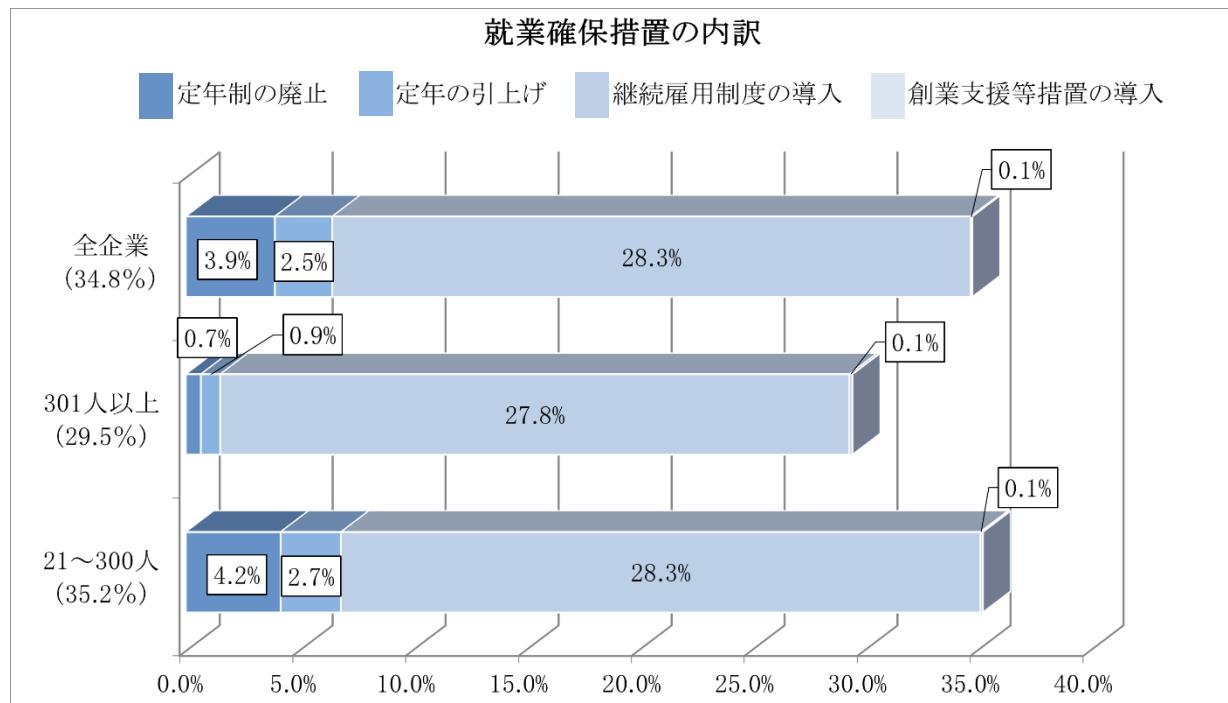
※注2 就業確保措置

高年齢者雇用安定法第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主又は65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げる措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業機会を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入、④業務委託契約を締結する制度の導入、⑤社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業又は事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

※注3 創業支援等措置

注2の就業確保に係る措置のうち、④業務委託契約を締結する制度の導入及び⑤社会貢献事業に従事で
きる制度の導入という雇用以外の措置を創業支援等措置という。



3 企業における定年制の状況（9ページ表5）

報告した企業における定年制の状況について、定年年齢別に見ると次のとおりであった。

- ・ 定年制を廃止している企業（9,367社）は3.9% [変動なし]
- ・ 定年を60歳とする企業（147,864社）は62.2% [2.2ポイント減少]
- ・ 定年を61～64歳とする企業（6,923社）は2.9% [変動なし]
- ・ 定年を65歳とする企業（64,765社）は27.2% [2.0ポイント増加]
- ・ 定年を66～69歳とする企業（2,783社）は1.2% [0.1ポイント増加]
- ・ 定年を70歳以上とする企業（6,037社）は2.5% [0.1ポイント増加]

